

# 大和町空き家・空き店舗バンクの活用について

## 大和町空き家・空き店舗バンクとは？

町のホームページ上に空き家や空き店舗の物件情報を掲載し、「売りたい・貸したい」と考えている所有者と「買いたい・借りたい」という利用希望者との橋渡しをする事業です。

大和町内に所在し、個人が所有する、現在誰も住んでいない空き家や、誰も利用していない空き店舗が対象となります。ただし、空き家は、賃貸や分譲を目的として建築されたものを除きます。



### ステップ1

### 登録申込書を提出する！



大和町空き家・空き店舗バンクに空き家等の登録を希望される方は、次の書類をご提出ください。

■対象者 空き家等の売却や賃貸を行うことができる権利を有する所有者

■登録に必要なもの

- ① 大和町空き家・空き店舗バンク登録申込書（様式第1号）
- ② 大和町空き家・空き店舗バンク登録カード（様式第2号）
- ③ 空き家等の建物及び土地の登記事項証明書（全部事項）
- ④ 本人確認書類の写し（運転免許証、住民基本台帳カードなどの写し）

■提出先 大和町役場 まちづくり政策課

■空き家・空き店舗の管理状況によっては、ご登録できない場合がございます。

■所有者が複数いる場合は、全員の同意を得てからお申し込みください。

### ステップ2

### 現地確認調査の立会いをする！



現地確認調査では空き家等の外観・内観の確認や、掲載用の写真を撮影しますので、所有者に立会いをお願いしております。

■日程については、後日、担当者からご連絡させていただきます。

■当日は、現地集合となります。なお、現地確認調査が実施できない場合は、登録できませんのでご了承ください。

### ステップ3

### 掲載が始まる！



申込内容の審査後、所有者へ登録可否について結果通知が届きます。

町ホームページへの掲載が始まると、空き家等の物件に関する情報をどなたでも閲覧することができます。（登録期間は2年間となります。（更新可））

## 空き家等の交渉について



登録された空き家等に、売買又は賃貸を希望する利用者から交渉の申込みがありまし  
たら、大和町から登録者\*へご連絡いたします。

(※大和町空き家・空き店舗バンクに空き家等を登録した所有者)

大和町では、登録者及び利用者の初回の連絡調整を行いますが、空き家等に関する  
売買又は賃貸借に関する交渉及び契約等について、仲介行為は一切行いません。

当事者間で行う交渉、契約等に関する苦情及び一切のトラブル等については、当事者間  
で解決するものとします。

**売買や賃貸借の契約を行う際は、当事者間でのトラブル発生を防止するため、  
不動産業者や宅地建物取引業者等を介して行っていただきますようお願ひいたします。**

なお、ご希望される方には「**大和町空き家・空き店舗バンク協力事業者一覧**」を  
お渡しいたしますので、ご相談ください。

### 《重要事項》

- 本事業に登録された空き家等が必ず売買又は賃貸できるとは限りませんので、予め  
ご了承ください。
- 本事業は、土地のみの登録には対応しかねますのでご了承ください。
- 大規模な修繕が必要となる空き家等については、登録をお断りする場合がござい  
ますのでご了承ください。
- 登録された空き家等の各種法令等の適合状況については、町が保障するものではありません。  
町で責任は負いませんので、当事者間の責任において十分にご確認ください。
- 登録申込みの際に、空き家等や所有者等、利用希望者についての情報を確認するた  
めに質問や、必要な調査を行う場合がありますのでご了承ください。
- 空き家等によっては、建物の建替・改修・改築・増築等に制限がかかる地域がござい  
ますので、予めご確認ください。
- 大和町空き家・空き店舗バンクに登録された情報は、所有者及び利用希望者への情報  
提供のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。

### 《問い合わせ》

大和町役場 まちづくり政策課

電話：022-345-1115 FAX：022-345-4852

〒981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1